

## 令和8年度 片品村森林経営管理支援法人 募集実施要領

### 1. 趣旨

片品村では、境界明確化事業や森林経営管理制度の実施により森林情報の基盤整備及び森林経営管理を段階的に進めることを目的とし、片品村森林情報基盤整備及び森林経営管理に係る全体計画（案）を策定した。この計画を実行するため、一部改正され令和8年4月1日に施行された森林経営管理法（以下「法」という）第57条に基づき、片品村における経営管理支援法人を募集する。

なお、経営管理支援法人の指定においては「片品村森林経営管理支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（令和8年6月1日施行）」に基づくものとする。

### 2. 経営管理支援法人の概要

#### (1) 指定名

片品村森林経営管理支援法人

#### (2) 指定期間

指定日から3年間

#### (3) 業務内容

片品村森林情報基盤整備及び森林経営管理に係る全体計画（案）に基づく業務

### 3. 実施スケジュール

内容	日程
要綱の公開・募集の受付	令和8年6月1日（月）
申請書の提出期間	令和8年7月6日（月）まで
審査	随時

### 4. 申請に関して

申請の資格、方法については、「片品村森林経営管理支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（令和8年6月1日施行）」を参照すること。

#### (2) 申請書の提出期限

令和7年7月6日（月）16時必着

#### (3) 提出方法

紙媒体により持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、受付時間は平日9時から17時までとする。なお、本村は郵送中の事故等に伴う損害に関しては一切責任を負わない。

## 5. 審査

申請書の内容について、審査を行う。

### (1) 審査日

随時とする。

### (2) 審査結果の通知

審査の結果、適合と認められ指定する場合は、片品村森林経営管理支援法人指定通知書（別記様式第2号）にて通知し、公示するものとする。審査の結果、指定しない場合は、指定しない旨及びその理由を書面（任意様式）により通知するものとする。

### (3) 審査基準

以下の基準により、審査を行う。

評価項目	配点
1. 実績	20 点
2. 提案内容	50 点
3. 資格・体制・業務遂行力・法令遵守	20 点（各5点）
4. 経理的基礎	10 点
合計	100 点

## 6. 契約

### (1) 契約内容

審査の結果、本要領2.(3)に掲げる業務の詳細について指定した経営管理支援法人と協議し、協議が整ったときは速やかに業務に関する契約の締結を行う。なお、業務内容は、企画提案書に拘束されるものではなく、本村と経営管理支援法人との協議の上決定する。

## 7. その他

- (1) 申請しようとする事業者は、本要領、特記仕様書等を熟読すること。
- (2) 申請に要する経費及び提出に関する費用はすべて申請者負担とする。
- (3) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

## 8. 申請先

〒378-0415 群馬県利根郡片品村大字鎌田 3967 番地 3

片品村役場 農林建設課

TEL : 0278-58-2113